

全日本不動産協会兵庫県本部本部長 様

豊岡市長 門 間 雄 司



市有財産売却の媒介依頼の中止通知書

2025年11月6日付け豊資第117号で依頼しました次の市有財産売却の媒介について、媒介依頼を中止しますので、豊岡市市有財産売却の媒介に関する事務取扱要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

記

1 売却の媒介を依頼する市有財産

分類	物件 番号	財 産 区 分	所在地番 又は所在地	地 目 又は種類	地積又は 床面積 (㎡)	売却提示価格 (円)
I 類 II 類	25- 2	土地 建物	豊岡市幸町100番2 (旧豊岡ひかり幼稚園)	土地：宅地 建物： ①木造亜鉛 メッキ鋼板 葺平家建 ②木造亜鉛 メッキ鋼 板・瓦葺平 家建 ③小規模な 附属建物4 棟	土地： 3,678.03 建物： ①②2棟 751.73 他	45,900,000 内訳： 土地 45,900,000 建物 0

※分類は、市有財産売却媒介依頼書で提示された分類に ☐ を付けています。

2 中止する日

本日をもって中止します。

3 中止する理由

当該市有財産に関し、購入申込みがあり、契約の相手方として決定したため、媒介依頼を中止します。

【問合せ先】

豊岡市 資産活用課

担当：林

電話：0796-21-9129

E-mail：shisan@city.toyooka.lg.jp